

議案第44号 狭山市立児童館条例の一部を改正する条例に対する修正動議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び狭山市議会会議規則（昭和42年規則第4号）第17条の規定により、標記のことについて別紙の修正案を添えて提出する。

令和5年 6月 13日提出

狭山市議会議長 三浦和也様

提出者	狭山市議会議員	大沢 えみ子
賛成者	同	田中 寿夫
	同	丸橋 ユキ
	同	衣川 千代子
	同	橋本 亜矢

提案理由

狭山市立水野児童館を狭山市立入曽児童館として移転させることに伴い、水野児童館における児童館事業の継続を担保するため、現水野児童館を入曽児童館の分館として位置付けたいので、この案を提出するものである。

別紙

議案第44号狭山市立児童館条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第44号狭山市立児童館条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

第2条の表の改正規定を次のように改める。

第2条の表狭山市立広瀬児童館の項の次に次のように加える。

狭山市立入曽児童館	狭山市大字南入曽428番地1
-----------	----------------

第2条の表狭山市水野児童館の項中「狭山市立水野児童館」を「狭山市立入曽児童館分館」に改める。

第4条第4号の改正規定中「狭山市立入曽児童館」の次に「及び狭山市立入曽児童館分館」を加える。